

国家石油製品備蓄の導入に伴う公的在庫品増加の推計方法の変更について

平成21年7月より、国家原油備蓄を補完するものとして、国家石油製品備蓄が導入（灯油1日分）された。これに伴い、平成21年7－9月期1次QE以降、備蓄石油製品の在庫増加についても、関係諸機関に問合せ推計することとする。

「四半期別GDP速報（QE）の推計方法（第5版）」の該当箇所についても、以下のとおり改定する。

四半期別GDP速報（QE）の推計方法（第5版）

頁		旧	新
31	7. 公的在庫品増加	育成資産以外の主要な公的在庫品である、食糧管理特別会計の米麦在庫、国家の備蓄原油、備蓄希少金属及び備蓄液化石油ガス、貨幣回収準備資金の金在庫は、関係諸機関に問合せ推計する。立木等の育成資産の増加は前年同額と想定する。他の在庫品増加はゼロと想定する。	育成資産以外の主要な公的在庫品である、食糧管理特別会計の米麦在庫、国家の備蓄原油、 <u>備蓄石油製品</u> 、備蓄希少金属及び備蓄液化石油ガス、貨幣回収準備資金の金在庫は、関係諸機関に問合せ推計する。立木等の育成資産の増加は前年同額と想定する。他の在庫品増加はゼロと想定する。